

## <報道発表資料>

令和3年12月24日

### 「埼玉県子育て応援行動計画（改定素案）」に対する 県民コメント（意見募集）の実施について

埼玉県では令和2年度～令和6年度を計画期間とする「埼玉県子育て応援行動計画」に基づき、少子化対策及び子育て支援を行っています。

この度、国の制度変更により、令和4年度から不妊治療が健康保険の適用となることに伴い計画を改定することとしましたので、「埼玉県県民コメント制度」により、県民の皆様からの御意見を次のとおり募集します。

記

#### 1 募集期間

令和3年12月27日（月）～ 令和4年1月25日（火）（※必着）

#### 2 資料の入手方法

埼玉県のホームページから入手できます。（12月27日掲載予定）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/koudoukeikaku/kaiteikenminkomento.html>

また、次の窓口で閲覧・配布を行っています。

- ・埼玉県福祉部少子政策課（本庁舎1階） Tel 048-830-3269  
平日 午前8時30分～午後5時15分
- ・埼玉県県政情報センター（衛生会館1階） Tel 048-830-2543  
平日 午前9時～午後5時
- ・埼玉県の各地域振興センター・事務所  
平日 午前8時30分～午後5時15分  
南 部 Tel 048-256-1110 南 西 部 Tel 048-451-1110  
東 部 Tel 048-737-1110 県 央 Tel 048-777-1110

川越比企	Tel 049-244-1110	西	部	Tel 04-2993-1110
利根	Tel 048-555-1110	北	部	Tel 048-524-1110
秩父	Tel 0494-24-1110	東松山事務所		Tel 0493-24-1110
本庄事務所	Tel 0495-24-1110			

### 3 意見の提出方法

#### (1) 記載事項

ア 個人で御提出いただく場合

住所、氏名、御意見

イ 法人、その他の団体で御提出いただく場合

主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、御意見

※ 住所、氏名（法人等の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）は必ず記載してください。

#### (2) 提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

電話等による口頭での意見は原則としてお受けできませんので、御了承ください。

ア 郵便の場合

〒330-3901 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県福祉部少子政策課 企画・子育てムーブメント担当あて

イ ファクシミリの場合

FAX番号 048-830-4784

ウ 電子メールの場合

E-mail a3320-09@pref.saitama.lg.jp

※ いずれの場合も、件名を「埼玉県子育て応援行動計画（改定素案）への意見」としてください。

※ 意見を提出できるのは、県内に住所を有する個人、法人、団体及び県内への通勤・通学者です。

※ 御意見は、意見募集案内の別紙様式を御利用いただくか、任意の書面により上記項目を記載し御提出ください。

### 4 意見の取扱い

(1) いただいた御意見を考慮して、「埼玉県子育て応援行動計画」を改定します。

(2) いただいた御意見の概要と、それに対する県の考え方などを公表します。（プ

ライバシーに関する内容を除きます。) なお、類似の御意見については、まとめて公表することがありますので、御了承ください。

(3) 個々の意見に対する個別回答や提出いただいた書類等の返却はいたしませんので御了承ください。

## 5 問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県福祉部少子政策課 企画・子育てムーブメント担当

TEL : 048-830-3269

FAX : 048-830-4784

E-mail : a3320-09@pref.saitama.lg.jp